5　没収すべき物の品名、数量、その他その物を特定するに足りる事項
現金777,000円（平成27年領第8992号符号１）
現金43,668円（同号符号２）
現金19,074円（同号符号３）
現金2,000,000円（同号符号37）
現金2,000,000円（同号符号38）
現金2,000,000円（同号符号39）
現金2,000,000円（同号符号40）
現金200,000円（同号符号41）
現金781,000円（同号符号42）
現金500,000円（同号符号43）
現金20,000円（同号符号44）
現金20,000円（同号符号45）
現金20,000円（同号符号46）
現金20,000円（同号符号47）
現金20,000円（同号符号48）
現金20,000円（同号符号49）
現金20,000円（同号符号50）
現金20,000円（同号符号51）
現金20,000円（同号符号52）
現金20,000円（同号符号53）
現金20,000円（同号符号54）
現金20,000円（同号符号55）
現金20,000円（同号符号56）
現金20,000円（同号符号57）
現金50,000円（同号符号58）
現金50,000円（同号符号59）
現金50,000円（同号符号60）
現金50,000円（同号符号61）
現金50,000円（同号符号62）
現金50,000円（同号符号63）
現金50,000円（同号符号64）
現金50,000円（同号符号65）
現金50,000円（同号符号66）
現金50,000円（同号符号67）
現金50,000円（同号符号68）
現金50,000円（同号符号69）
現金50,000円（同号符号70）
現金50,000円（同号符号71）
現金100,000円（同号符号72）
現金100,000円（同号符号73）
現金100,000円（同号符号74）
現金100,000円（同号符号75）
現金100,000円（同号符号76）
現金103,000円（同号符号77）
現金100,000円（同号符号78）
現金100,000円（同号符号79）
現金100,000円（同号符号80）
現金100,000円（同号符号81）
現金100,000円（同号符号82）
現金100,000円（同号符号83）
現金100,000円（同号符号84）
現金100,000円（同号符号85）
現金134,500円（同号符号86）

6　没収の理由となるべき事実の要旨
被告人は、向井和哉、甲斐匡身及び大阪市中央区宗右衛門町６番30号豊の家ビル２階所在のインターネットカジノ店「Ｗｉｌｄ　ｃａｔ」を経営する氏名不詳者と共謀の上、同店にパーソナルコンピュータ15台を設置し、常習として、平成27年７月10日頃から同年11月17日までの間、同店において、阪本奈月ら不特定多数の賭客を相手方として、多数回にわたり、賭客に１ポイント100円でポイントを購入させて、そのポイントを賭けさせ、前記パーソナルコンピュータを使用して、通称「バカラ」等と称するゲームにより勝敗を争う方法で賭博をしたものである。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第７６９号
宮城県宮城郡七ヶ浜町吉田浜字野山５番地の336
債務者　我妻　伸二
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花島　伸行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月９日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７７０号
宮城県宮城郡七ヶ浜町吉田浜字野山５番地の336
債務者　我妻誠一郎
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花島　伸行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月９日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７７１号
宮城県宮城郡七ヶ浜町吉田浜字野山５番地の336
債務者　我妻　豊美
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花島　伸行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月９日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６８６号
広島市佐伯区観音台４丁目21番８号
債務者　平野　敏宏
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根石　英行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月22日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６８７号
広島市佐伯区観音台４丁目21番８号
債務者　平野さおり
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根石　英行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月22日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５号
広島県東広島市西条町西条東1051番地　丸ビル513号
債務者　山本　和昭
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　健児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０５号
高知市高須新町４丁目５番24号　コーポラス田中Ｄ202号、住民票上の住所高知市高須３丁目14番28号
債務者　藤原　博子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊野部　啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９号
福岡県久留米市御井旗崎５丁目３番11号　パークシティベルホーレⅡ201号
債務者　丸山　智志
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花田　芳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第６４５号
熊本市北区武蔵ケ丘３丁目13番11号
債務者　蓑田　亮平
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４９０５号
大阪市大正区泉尾１丁目32番12号
債務者　ミナミ宝飾店こと　南　　一政
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　信吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部